

「Go To トラベル事業」に関する説明会 質疑応答（回答：中国運輸局観光部）

2020.7.30 ホテルニューヒロデン「春日」

■旅行者が申請する場合、概要資料 P14 の（1）の資料をそろえて、直接事務局へ申請するということか

⇒その通り。

■事務局への還付申請の様式はできているのか。

⇒現時点ではまだ情報はない。

■還付申請について7月22日以降については旅行後の申請ということだが、旅行者から事務局への申請を行うのはこの期間のみということか。

⇒還付申請ができるものについては7月22日以降の旅行を GoTo トラベル事業の開始前に予約されている方に関して対象になる。還付申請の手続きに関しては8月31日までのものは8月14日から9月14日の間に手続きを取っていただくことになっている。

■7月22日～7月26日までは旅行者が直接申請をして、7月27日以降の旅行についてはお客様自身が申請をすることは、ということか。

⇒7月27日以降の旅行であっても事業者の登録が7月27日に全て完了しているわけではないので、7月27日以降割引価格で販売されていないものに関して申請する場合もある。事業者と旅行者がダブルで申請をすることは、ということ。

通常価格で販売されているものであっても、GoTo トラベル事業の対象になるものであればお客様自身で還付手続きを取る場合もある。

■通常価格で販売したものでお客様自身が申請をすれば還付を受けられると説明しても問題はないか。

⇒参加事業者の支援対象商品であれば問題はない。

■概要資料 P13 に「7月27日以降～割引価格での旅行の販売を実施」となっているが、事業者がお客様へ商品を販売するときはすでに割引をした価格で販売をするということか。

⇒参加事業者登録をされた場合、それ以降は割引価格で販売をしていただくことが可能。

■販売する際、事業者ごとに補助金の枠があると聞いているが、この商品を割引にするか、通常価格で販売するか、については事業者で決めてもよいか。

⇒事業者で選択していただくことは可能。対象になる商品をすべて割引価格で販売をしなければならないということではない。

■補助金の枠が各社違うと思うが、その枠の範囲で割引をするということか。

⇒補助金の枠については詳細が分からないので申し上げられない。

■補助金の枠について、大手に偏り、中小まで対応できないという話を聞いたがどうなのか。

⇒補助金の枠についてはまだ情報がないので詳しいことは申し上げられない。

■GoTo トラベル事業については2021年1月末までの事業を対象とすると聞いているが、修学旅行については3月末までの出発日であればよいと聞いている。教育委員会からは各学校へ「修学旅行はGoTo トラベルが使える」とすでに周知されている。3月になれば補助の枠を使い切っている可能性もあるので、例えば出発日ではなく確定しているものから対象とするなどの判断を各事業者でしてもよいのか。

⇒枠の使い方についても詳細が分からないため申し上げることができない。

■地域共通クーポンについて、交通事業者が参加する場合、乗車券や路線の種類は限定されるのか。

⇒限定はされていない。商品ごとではなく事業者単位で登録申請をしてもらうのでGoTo トラベル事業の対象となるようなものであればすべて適用になる。

■事業者からどの乗車券を対象にするか限定することは可能か。

⇒現時点では具体的には決まっていないため、申し上げられない。

■運賃の支払いについて、クーポン自体を使用して支払う形になるのか、何かと引き換えて支払いをする形になるのか。

⇒詳細についてはまだ決まっていない。ただ、現時点で何かに引き換えないと使えない、という情報はない。

■Q&A集のQ38について、広島県などがすでに行っている旅行補助と併用は可能か。

⇒併用は可能。ただ併用の仕方については各地方自治体の判断になる。

■県の旅行補助とGoTo トラベル事業の補助について、どちらを先に使うかについて決まりはあるのか。

⇒各地方自治体の判断になる。ちなみにGoTo トラベル事業だけの話でいうと、どちらが先でも問題はない。

■宿泊旅行は個人・団体両方を含むということだが、宿泊商品に限るということか、手配旅行も同様と考えてよいか。

⇒手配旅行については宿泊のみの手配に関しては宿泊のみの料金が割引対象になる。交通機関と宿泊両方手配する場合でも宿泊のみの対象となる。それは個人団体に限らない。

■地域共通クーポンについて、電子媒体はどのように処理をすればよいのか。こちらで何か準備が必要なのか。

⇒現時点ではどのようなシステムになるか決まっていない。ただ、受取側に特別な準備が必要な形にはしないとは聞いている。

■紙媒体が先に始まるのか。電子媒体と同時期に始まるのか。

⇒現時点では申し上げられない。

■個人で宿泊先へ申し込まれた場合、クーポンはどのように配布されるのか。

⇒地域共通クーポンに関しては事務局が一括して発行する。旅行代理店で渡す場合やホテルに着いた際に渡すなど様々なパターンがあるが、詳細については決まっていない。

■受注型企画旅行を受けた場合、観光バス代金、食事代、宿泊代、観光施設代などすべて対象ということでしょうか。

⇒すべて対象になる。ただ換金性の高いもの（クオカード付きの宿泊プランなど）は対象外

■Q&A 集の Q76 について定期観光バスは除くとなっているが、地域共通クーポンを使って観光バス代を払うことはできないのか。

⇒地域共通クーポンで観光バス代を支払うことは可能。定期観光バスが対象外というのは日帰り旅行が対象外ということ。

■旅行プランの中にオプションで定期観光バスツアーが含まれている場合、それも含めて割引対象になるということか。

⇒企画旅行に組み込まれているものについては、換金性の高いものでなければ対象になる。

■地域共通クーポンについて、高速バスでも対象になるのか。例えば岡山県のような隣県や愛媛県からの場合はどのようになるのか。

⇒広島宿泊のものであれば隣県でも使えると聞いている。愛媛県も道路でつながっているので大丈夫だと思われる。

■地域共通クーポンの加盟店登録についてはまだ詳細は決まっていないということか。

⇒今の時点では詳細は申し上げられない。現時点で決まっているのは9月以降の開始ということだけ。

以上